

訓令 番号	教育長訓令名	公布年月日
1	さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	平成29年3月31日

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課長 組織規則第2条第1項に規定する課及び室の長、組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）、組織規則第4条第5項に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の校長、生涯学習総合センター副館長及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長をいう。</p> <p>(9) 校長 組織規則第4条第5項に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「<u>小学校等</u>」という。）の校長をいう。</p> <p>(10) [略]</p> <p style="text-align: center;">(校長の専決事項)</p> <p>第4条 校長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>小学校等の教職員</u>（教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（<u>常勤</u>の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。））、<u>学校栄養職員及び事務職員</u>をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること。</p> <p>(2) <u>小学校等の教職員</u>の通勤手当及び住居手当の額を決定し、又は改定すること。</p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課長 組織規則第2条第1項に規定する課の長、組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）、組織規則第4条第5項に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の校長、生涯学習総合センター副館長及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長をいう。</p> <p>(9) 校長 組織規則第4条第5項に規定する小学校、中学校及び特別支援学校の校長をいう。</p> <p>(10) [略]</p> <p style="text-align: center;">(校長の専決事項)</p> <p>第4条 校長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県費負担の教職員</u>（教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（<u>常時勤務</u>の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。））、<u>学校栄養職員及び事務職員</u>をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること。</p> <p>(2) <u>県費負担の教職員</u>の通勤手当及び住居手当の額を決定し、又は改定すること。</p> <p>(3) <u>平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）</u>及び平成22年度等における子ども手当の支</p>

(3) 児童手当法（昭和46年法律第73号）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）及びさいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第124号）に基づき、小学校等の教職員に係る児童手当の受給資格及び額を認定すること。

(代決)

第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる者が代決することができる。

決裁権者	代決権者
[略]	
課長	課長補佐、室長補佐、所長補佐又は館長補佐（課長補佐、室長補佐、所長補佐又は館長補佐を置かない場合にあつては、課長があらかじめ指定した職員）
[略]	

別表（第3条関係）

個別専決事項

管理部			
課所名	専決事項	課長	部長
教育総務課	1 職員（教職員を除く。以下同じ。）の職務専念義務の免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年人事委員会規則第16号）第2条第9号から第11号までを除く。）をすること。		○
	2 職員の介護休暇及び組合休暇を承認すること。		○
	3 職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。 (1)・(2) [略]		
	4 職員の配偶者同行休業を承認すること。 (1)・(2) [略]		

給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づき、県費負担の教職員に係る子ども手当の受給資格及び額を認定すること。

(4) 児童手当法（昭和46年法律第73号）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）及び埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第5号）に基づき、県費負担の教職員に係る児童手当の受給資格及び額を認定すること。

(代決)

第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次表の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事案を主管する同表右欄に掲げる者が代決することができる。

決裁権者	代決権者
[略]	
課長	課長補佐、所長補佐又は館長補佐（課長補佐、所長補佐又は館長補佐を置かない場合にあつては、課長があらかじめ指定した職員）
[略]	

別表（第3条関係）

個別専決事項

管理部			
課所名	専決事項	課長	部長
教育総務課	1 市費職員（教育職員を除く。以下同じ。）の職務専念義務の免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号から第11号までを除く。）をすること。		○
	2 市費職員の介護休暇及び組合休暇を承認すること。		○
	3 市費職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。 (1)・(2) [略]		
	4 市費職員の配偶者同行休業を承認すること。 (1)・(2) [略]		

5	[略]		
6	職員の昇給を決定すること。	○	
7	職員の扶養手当の額等を認定すること。	○	
8	職員の住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の額を決定し、又は改定すること。	○	
9	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則及びさいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第124号）に基づき、職員に係る児童手当の受給資格及び額を認定すること。	○	
10	[略]		
11	[略]		
12	[略]		
[略]			

5	[略]		
6	市費職員の普通昇給を決定すること。	○	
7	市費職員の扶養手当の額等を認定すること。	○	
8	市費職員の住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の額を決定し、又は改定すること。	○	
9	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）及び平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づき、市費職員に係る子ども手当の受給資格及び額を認定すること。	○	
10	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則及びさいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則（平成13年さいたま市規則第124号）に基づき、市費職員に係る児童手当の受給資格及び額を認定すること。	○	
11	[略]		
12	[略]		
13	[略]		
[略]			

学校教育部			
課所名	専決事項	課長	部長
[略]			
教職員人事課	1 小学校等の教職員及び組織規則第4条第5項に規定する幼児教育センター付属幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育職員の職務専念義務の免除をすること。	○	
	2 小学校等の教職員及び幼稚園の教育職員の育児休業、部分休業及び育児		

学校教育部			
課所名	専決事項	課長	部長
[略]			
教職員課	1 市費負担の教育職員（高等学校を除く。以下この項（第14号を除く。）において同じ。）及び県費負担の教職員の職務専念義務の免除をすること。	○	
	2 市費負担の教育職員及び県費負担の教職員の育児休業、部分休業及び育		

短時間勤務を承認すること。

(1) 校長及び園長（幼稚園の園長をいう。）（以下この項において「校長等」という。）

(2) [略]

3 小学校等の教職員及び幼稚園の教育職員の配偶者同行休業を承認すること。

(1)・(2) [略]

4 小学校等及び幼稚園の教育職員（校長等を除く。）の修学部分休業及び自己啓発等休業を承認すること。

5 小学校等の教職員及び幼稚園の教育職員の昇給を決定すること。

6 幼稚園の教育職員の扶養手当の額等を認定すること。

7 幼稚園の教育職員の住居手当、通勤手当等の額を決定し、又は改定すること。

8 小学校等の教職員の単身赴任手当の額を決定し、又は改定すること。

9 児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則及びさいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則に基づき、幼稚園の教育職員に係る児童手当の受給資格及び額

○

短時間勤務を承認すること。

(1) 校長及び園長（組織規則第4条第5項に規定する幼児教育センター付属幼稚園の園長をいう。）（以下この項において「校長等」という。）

(2) [略]

3 市費負担の教育職員及び県費負担の教職員の配偶者同行休業を承認すること。

(1)・(2) [略]

4 市費負担の教育職員及び県費負担の教職員の普通昇給を決定すること。

5 市費負担の教育職員の扶養手当の額等を認定すること。

6 市費負担の教育職員の住居手当、通勤手当等の額を決定し、又は改定すること。

7 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）及び平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づき、市費負担の教育職員に係る子ども手当の受給資格及び額を認定すること。

8 児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則及びさいたま市児童手当の認定及び支給に関する規則に基づき、市費負担の教育職員に係る児童手当の受給資格及び

○

	<p>を認定すること。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>12 <u>小学校等及び幼稚園の教育職員（校長等を除く。）</u>の8日以上の病気休暇等に係る指示をすること。</p> <p>13 [略]</p> <p>14 <u>小学校等の教職員及び幼稚園の教育職員</u>の海外研修等を承認すること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>15 <u>小学校等の教職員及び幼稚園の教育職員</u>の健康診断を実施すること。</p> <p>16 <u>幼稚園の教育職員</u>の公務災害及び通勤災害の認定を請求すること。</p>				<p>額を認定すること。</p> <p>9 [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 <u>校長等を除く市費負担の教育職員及び県費負担の教育職員</u>の8日以上の病気休暇等に係る指示をすること。</p> <p>12 [略]</p> <p>13 <u>市費負担の教育職員及び県費負担の教職員</u>の海外研修等を承認すること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>14 <u>学級編制の協議を行うこと。</u></p> <p>15 <u>市費負担の教育職員及び県費負担の教職員</u>の健康診断を実施すること。</p> <p>16 <u>市費負担の教育職員</u>の公務災害及び通勤災害の認定を請求すること。</p>			
[略]				[略]				
<p>高校教 育課</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 <u>高等学校の教育職員</u>の職務専念義務の免除をすること。</p> <p>3 <u>高等学校の教育職員</u>の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 <u>高等学校の教育職員</u>の配偶者同行休業を承認すること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>5 <u>高等学校の教育職員（校長及び実習助手を除く。）</u>の修学部分休業及び自己啓発等休業を承認すること。</p> <p>6 <u>高等学校の教育職員</u>の給与に係る決定、認定等をする。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 <u>高等学校の教育職員（校長を除く。）</u>の8日以上の病気休暇等に係る指示をすること。</p>			<p>高校教 育課</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 <u>市費負担の教育職員（高等学校の教育職員に限る。以下この項において同じ。）</u>の職務専念義務の免除をすること。</p> <p>3 <u>市費負担の教育職員</u>の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>4 <u>市費負担の教育職員</u>の配偶者同行休業を承認すること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>5 <u>市費負担の教育職員</u>の給与に係る決定、認定等をする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 <u>高等学校の校長を除く市費負担の教育職員</u>の8日以上の病気休暇等に係る指示をすること。</p>			

	10 [略]		
	11 高等学校の教育職員の海外研修等を承認すること。 (1)・(2) [略]		
	12 高等学校の教育職員○ の公務災害等の認定を請求すること。		
	13 [略]		
	14 [略]		
	15 [略]		
	16 [略]		
	17 [略]		
[略]			
教育研究所	1 [略]		
	2 教育職員(高等学校を除く。)の研修を計画すること。	○	
	3 さいたま市学習状況調査を実施すること。	○	
	4 教育情報ネットワークを管理・運営すること。	○	

生涯学習部			
課所名	専決事項	課長	部長
生涯学習振興課	1 [略]		
[略]			

	9 [略]		
	10 市費負担の教育職員○ の海外研修等を承認すること。 (1)・(2) [略]		
	11 市費負担の教育職員○ の公務災害等の認定を請求すること。		
	12 [略]		
	13 [略]		
	14 [略]		
	15 [略]		
	16 [略]		
[略]			
教育研究所	1 [略]		
	2 教育職員の研修を計画すること。	○	

生涯学習部			
課所名	専決事項	課長	部長
生涯学習振興課	1 [略]		
	2 文学資料の寄贈及び寄託の受入れ並びに寄託資料の返還を決定すること。	○	
[略]			

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。